

道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務の
品質管理費の積算基準に関する要領（案）

公益財団法人 群馬県建設技術センター

1 趣旨

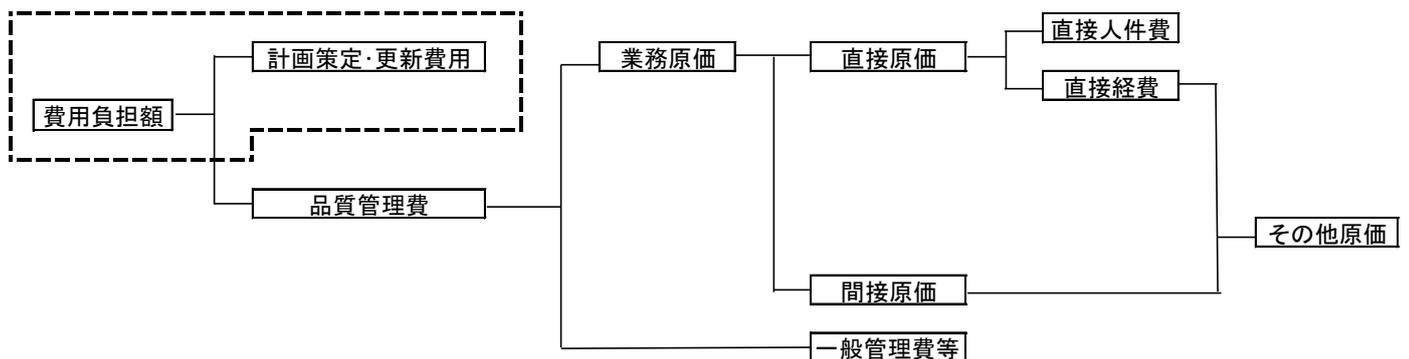
本要領は、道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務に関する支援要領第8条第3項に基づき、公益財団法人群馬県建設技術センターが実施する道路施設長寿命化修繕計画策定・更新業務（以下、「計画策定・更新業務」という。）の品質管理費算出に適用する。

2 対象施設

市町村が管理する、「橋梁」・「トンネル」・「舗装」・「シェッド」等の長寿命化修繕計画策定・更新業務を対象とする。

3 費用負担額

(1) 費用負担額の構成



---: 点線枠内の費用については別に定める。

(2) 費用負担額の構成

1) 計画策定・更新費用

委託業者が計画策定・更新業務を行うのに必要な経費とし、算出は別に定める。

2) 品質管理費

センターが計画策定・更新業務を行うのに必要な経費。

(3) 費用負担額の積算

設計業務価格は次式により算定する。

$$(\text{費用負担額}) = (\text{計画策定・更新費用}) + (\text{品質管理費})$$

4 品質管理費

(1) 品質管理費の構成

1) 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務等に直接従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

2) 間接原価

当該業務担当のセンター職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接原価及び間接原価からなる。

3) 一般管理費等

業務処理における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、当該業務担当部署以外の経費。

(ロ) 付加利益

付加利益は、センターを管理運営していくために要する費用。

(2) 品質管理費の積算

1) 品質管理費の積算方式

品質管理費は、次の方式により積算する。

品質管理費=(業務原価)+(一般管理費等)

$$=\{(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)\} + (一般管理費等)$$

品質管理費の金額は10,000円単位とする。ただし、単価契約は除くものとする。

2) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とし、「5. 標準歩掛」により算出する。

3) 直接経費(積上計上分)

直接経費は業務処理に必要な経費とする。直接経費(積上計上分)は、次に示すものとする。

(イ) 旅費交通費

(ロ) 電子成果品作成費

4) 直接経費(積上計上分を除く)

直接経費(積上計上分)以外の直接経費とする。

5) 直接原価

直接原価は次式により算定する。

$$(直接原価) = (直接人件費) + (直接経費)$$

直接原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

6) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(その他原価) = (直接人件費) \times 53.85\%$$

その他原価の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

7) 業務原価

業務原価は次式により算定する。

$$(業務原価) = (直接原価) + (その他原価)$$

業務原価の金額は1円単位(1円未満切捨て)とする。

8) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(一般管理費等) = (業務原価) \times 53.85\%$$

一般管理費等の金額は百円止めとし未満は切り捨てる。

5 品質管理費の業務内容

(1) 発注業務の代行

市町村の依頼に基づき、地域、施設を考慮し取りまとめて、基準や要領等を満たす設計書を作成し、委託業者との入札及び契約を行う。

(2) 技術的支援

委託業者が実施する計画策定・更新業務を管理し、委託業者が行った計画策定・更新業務の検収及び技術的検討を行う。

6 標準歩掛

6. 1 橋梁長寿命化修繕計画策定・更新業務

(1) 発注代行の業務

基準や要領等を満たす設計書の作成及び点検業者との入札及び契約を行う。

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
発注業務の代行		—	0.5	1.00	1.00

(2) 技術的支援

1) 計画データの管理

橋梁情報管理システムの点検結果から橋梁長寿命化計画策定・更新に必要なデータの出力を行う。また、出力されたデータに不備があった場合には対応及び修正を行う

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
計画データの管理		—	—	—	1.00

2) 計画方針の設定管理

橋梁長寿命化修繕計画策定・更新にあたっては、センターが構築した「橋梁長寿命化修繕計画更新支援システム（以下、「システム」という。）」を用いる。システムは橋梁長寿命化修繕計画更新・策定における対象橋梁、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用について策定・更新するための機能を有している。市町村の意向等を確認してシステム入力条件設定の管理を行う。

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
計画方針の設定管理		—	2.50	—	2.50

3) 委託業務の管理

業務に関する打合せを業務着手時、中間(2回)、納品の4回実施する。打合せを実施するための日程調整を行い、業務の進捗管理を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
委託業務の管理	業務着手時	—	0.50	0.50	
	中間時(1回)	—		0.50	0.50
	中間時(2回)	—		0.50	0.50
	成果品納入	—	0.50	0.50	

4) 技術照査

委託業者が納品した成果品を、発注した数量及び仕様となっているかの検収を行う。また、成果品の内容を確認し、技術的検討を行う。(検収及び技術的検討)。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
技術照査		—	1.00	1.00	1.00

6. 2トンネル・舗装・シェッド等の長寿命化修繕計画策定・更新業務

(1) 発注代行の業務

基準や要領等を満たす設計書の作成及び点検業者との入札及び契約を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
発注業務の代行		—	0.50	0.50	0.50

(2) 技術的支援

1) 委託業務の管理

業務に関する打合せを業務着手時、中間、納品の3回実施する。打合せを実施するための日程調整を行い、業務の進捗管理を行う。

(1業務当たり)

区分 \ 職種		直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
委託業務の管理	業務着手時	—	0.50	0.50	
	中間時	—		0.50	0.50
	成果品納入	—	0.50	0.50	

2) 技術照査

委託業者が納品した成果品を、発注した数量及び仕様となっているかの検収を行う。また、成果品の内容を確認し、技術的検討を行う。(検収及び技術的検討)。

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費			
		主任技師	技師A	技師B	技師C
技術照査	—	0.50	0.50	0.50	

7 旅費交通費

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第7編第2章1-3旅費交通費の1-3-1旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)「計画・調査業務」を準用する。

8 電子成果品作成費

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第3編第1章土木設計業務等積算基準第3節電子成果品作成費3-1(2)その他の設計業務より算出する。

9 諸経費率

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第3編第1章1-3のロ、各構成要素の算定における諸経費率を準用する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。